

## 開 議

○蒲生光男委員長 おはようございます。  
ただいまより予算委員会を行います。

### 平成28年度長井市各会計予算案に 関する総括質疑

○蒲生光男委員長 15日に続き総括質疑を続行いたします。

なお、五十嵐智洋委員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたのでご報告いたします。

### 今泉春江委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位5番、議席番号8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

みずはの郷宅地分譲について質問をいたします。

一般質問では、市長の反問で私の質問時間が大幅に減ってしまいましたので再質問もできませんでした。よって、平成28年度宅地開発事業特別会計の予算、さらに関連するみずはの郷宅地分譲について質問いたします。

一問一答ですので、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず初めに、不要な反問がなされないように、質問の趣旨をはっきりさせておきます。

昨年の9月議会で安部 隆議員から、みずはの郷宅地分譲について違法、不当な問題点が指摘されました。以来、問題が解明されるどころか、疑惑は深まるばかりです。これをこのままにしては、清潔で民主的な市政は実現できないので、これを解明するというのが趣旨であります。そのためにも、しっかり答えていただきたいと思います。

それでは、まず、宅建業法について建設課長にお伺いいたします。

1つ、宅建業法第33条の2の本文はどうなっていますでしょうか、ゆっくりと聞いている方がわかるように朗読をお願いいたします。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 自己の所有に属しない宅地または建物の売買契約締結の制限。第33条の2、宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地または建物について、みずから売り主となる売買契約（予約を含む。）を締結してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

第1号、宅地建物取引業者が当該宅地または建物を取得する契約（予約を含み、その効力の発生が条件に係るものを除く。）を締結しているときその他宅地建物取引業者が当該宅地または建物を取得できることが明らかな場合で国土交通省令・内閣府令で定めるとき。

第2号、当該宅地または建物の売買が第41条第1項に規定する売買に該当する場合で当該売買に関して同項第1号または第2号に掲げる措置が講じられているとき。

以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 ありがとうございます。

今読んでいただきましたように、朗読していただきました内容は、宅建業者は他人の土地を勝手に売ってはならないということです。売買契約なしで販売すれば、当然この条項を犯すこ

とになります。これに違反すれば、宅建業法第65条で1年以内の全部または一部の業務停止を命ずることができるとなっています。要するに、業務停止になるということです。

それでは、次に宅建業法第34条はどうなっていますでしょうか。本文だけで結構ですので、またご朗読いただきたいと思います。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 取引態様の明示。第34条、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買、交換または貸借に関する広告をするときは、自己が契約の当事者となって当該売買もしくは交換を成立させるか代理人として当該売買、交換もしくは貸借を成立させるか、または媒介して当該売買、交換もしくは貸借を成立させるかの別（次項において「取引態様の別」という。）を明示しなければならない。

第2項、宅地建物取引業者は宅地または建物の売買、交換または貸借に関する注文を受けたときは、遅滞なく、その注文をした者に対し、取引態様の別を明らかにしなければならない。

以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、朗読していただきましたように、宅建業者は売買に当たり、代理として売買するか媒介として売買するかを明示しなければならないということで、これに違反すれば、同じく第65条で1年以内の全部または一部の業務停止となります。

それでは、次に、宅建業法第34条の2、同法第34条の3はどうなっていますでしょうか、本文だけでよろしいので、朗読いただければと思います。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 媒介契約。第34条の2、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買または交換の媒介の契約（以下この条において「媒介契約」という。）を締結したときは、遅滞な

く、次に掲げる次項を記載した書面を作成して記名を押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

第1号。

○8番 今泉春江委員 結構です、済みません。委員長。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 本文だけで結構ですので、太文字のところで。

あと第34条の3もお願いします。最初の見出しのところで結構です。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 では、第2項、宅地建物取引業者は、前項第2号の価額または評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならない。

第3項、依頼者がほかの宅地建物取引業者に重ねて売買または交換の媒介または代理を依頼することを禁ずる媒介契約（以下「専任媒介契約」という。）の有効期間は、三月を超えることができない。これより長い期間を定めたときは、その期間は、三月とする。

第4項、前項の有効期間は、依頼者の申し出により、更新することができる。ただし、更新のときから三月を超えることはできない。

第5項、宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、国土交通省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地または建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する者（以下「指定流通機構」という。）に登録しなければならない。

第6項、前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第50条の6に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならない。

第7項、前項の宅地建物取引業者は、第5項の規定による登録に係る宅地または建物の売買または交換の契約が成立したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。

第8項、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を2週間に1回以上（依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買または交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約にあっては、1週間に1回以上）報告しなければならない。

第9項、第3項から第6項まで及び前項の規定に反する特約は、無効とする。

代理契約。第34条の3、前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地または建物の売買または交換の代理を依頼する契約について準用する。

以上です。

○8番 今泉春江委員 本文だけとお願いしたのは、その後に指定流通機構とか専任媒介という段がありましたので、それは今回、長井市では行っておりませんでしたので、本文だけとお願いしたんですけども、詳しく読んでいただきました。

今読んでいただいたこのことは、これは宅地の売買の契約をしたら、遅滞なく書面で記名、押印し、依頼者に契約書を出す義務があるということです。違反すれば、同じく第65条で1年以内の全部または一部の業務停止となります。

それでは、課長にまたお聞きします。今読んでいただきましたこの第34条は、昭和55年5月に定められましたが、なぜこの条項が入ったのでしょうか。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 宅建法第34条がなぜ定められたかについては、長井市が宅建業法を所管し

ているわけではございませんので、詳しくは存じ申し上げませんが、宅建法の第1条は宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う法律でありますから、その目的を達成するために定められたものだと思います。

今泉委員のご質問は、第34条の2、第34条の3についての追記についてのことだと思われますが、文献等の資料によりますと、かつては媒介契約について書面が作成されていないことが多く、依頼者と宅建業者との間に媒介契約があったかどうかで争われ、媒介報酬をめぐるトラブルが多く発生しており、昭和55年5月に宅建業法が改正され、宅地建物の売買、交換について、媒介の契約内容の書面化、一般的には媒介契約書の作成、交付が義務づけられた。この媒介契約の書面化を業法が規制したことにより、これ以降、媒介報酬をめぐる裁判は激減したということでございます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、課長にご説明いただいたとおりでございます。これは売買契約が書面で作成されていないことが多く、依頼者と宅建業者との間に売買契約があったかが争われ、売買報酬をめぐるトラブルが多く発生していたからということです。その後は、今、課長もおっしゃったように、報酬をめぐる裁判は激減しているということでございます。ありがとうございました。

そこで、市長にお聞きいたします。

みずはの郷分譲で、市と宅建業者との間に宅建業法第34条に基づく書面による売買契約が交わされましたか。交わされたのなら、その契約書を提出してください。市長、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 宅建業法の第34条は、取引態様の明示についての規定でありまして、第34条に

基づく契約書はございませんが、宅建業法第34条の3、これは（代理契約）に基づく契約書はございます。

一般質問でも申し上げましたが、公表された第3、監査の結果、（1）監査委員が確認した事実の⑧におきまして、「市は宅建業者それぞれと重要事項説明書と土地売買契約書の作成と内容説明業務を委任する契約を締結している。また、市は宅建業者それぞれと買主との売買契約に係る手続き等についても契約しているが、その中で市が宅建業者に土地売買代金の6パーセントを手数料として支払うことを明記している」と事実の認定をしていただいております。長井市といたしましては、この契約が今泉委員のおっしゃる契約と考えております。

また、資料の提出ということでございますが、執行機関に対しまして、単に各種の行政資料を要求することを目的としてなされる質問は、何の内容もなく質問事項ではないので許されないことと思われまふ。これは国会法第74条で規定されております。

議会は言論の府でございますので、口頭による質問、答弁が原則であると考えます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、市長のご答弁の中で、第34条の3で代理契約に基づくものがあるとおっしゃいました。先ほど課長に朗読いただきました中には、第34条の2の中で取引態様の別を明らかにしなければならない、また、代理も同じであるということですが、取引態様がきちんと契約書として明示されたものがあるのでしょうか。資料は提供できないとおっしゃいましたが、そういうものが明確にあるのでしょうか。今の市長のご答弁ですと、そういうものが代理契約に基づくものがあるというものはどういふものなんでしょうか、ご説明ください。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 みずはの郷の分譲に関する件につきましては、一般質問でも申し上げましたが、先ごろ、山形地方裁判所から第1回口頭弁論の期日呼び出し状及び答弁書催告状が訴状とともに届き、これから訴訟が始まるという状況でございますので、この件に関しまして、この場で答弁するのは不適當と考えます。以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 裁判でということですが、法定で法的に解明するのは当然でございます。それでも、それだけではなく、やはり市政の問題として明らかにする必要があるものと思ひます。

地方自治法第98条での議会の権限として、私は行っているものです。裁判にかかれば議員と議会は何も聞けないのでしょうか、何か法廷で話して議会で話せば不都合があるのでしょうか、それでは議会の役割は果たせません。しっかりと答えていただきたひと思ひます。拒否する理由というのは何でしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 この件に関しましては、私との見識の違いでございます。

○蒲生光男委員長 今泉春江委員に申し上げますけれども、訴訟の事案でもありますので、それはお互ひ質問、答弁については、できるだけ慎重を期されるようにお願いします。

8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 慎重を期して質問をいたします。

今、市長がおっしゃったように、代理契約に基づくものであるということですが、一番基本となるこの売買契約書がないのです。これは、明瞭な宅建業法第34条違反であると思ひます。

先ほど申しましたように、この契約をしてい

ないのですから、売買手数料を支払う根拠がそもそもないではありませんでしょうか。ここに今回の第一の大問題があることを、まず指摘しておきたいと思います。

そして、先ほど申しましたように、資料の提供はできないというような答弁でございましたけども、本当にこの契約がなされているのであれば、何年の何月何日に契約をしたか、なぜじゃあ情報公開のときに、この契約書がなかったのか、どうしてそのときに出さなかったのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○蒲生光男委員長 資料の提出に関しましては、先ほど市長からあったように、提出する義務っていうのは、予算決算に関する自治法第96条の1にかかわる資料については提出の義務を果たさなければなりませんけれども、それ以外については義務はないということでございますので、それを前提にしてお願いいたします。

8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 はい、承知いたしました。そういうことで確認させていただきます。

それでは、次の質問に参ります。

住民監査請求が行われた後に販売された第13区画について伺います。これは訴訟にもなっておりませんし、住民監査の対象にもなっておりませんでしたので、答弁いただけるかと思います。

まず、この13区画について、いつ売れたのでしょうか。宅建業者との間に、今申し上げました第34条に基づく市との売買契約がなされたかどうかをお聞きいたします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 建設課長に答弁いたします。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 監査請求後の分譲区画は、今泉委員がおっしゃった第13区画でございまして、宅建業法第34条の3の契約を平成28年1月22日に宅建業者と契約を交わしております。契

約金額は土地売買代金の6%で、31万4,600円でございます。

買い主との土地売買契約は、同年1月29日に締結いたしました。以上でございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今、課長の答弁の中で、土地代金の6%もお払いになったということでした。ここも確認させていただきます。

それでは、この土地売買で、この宅建業者に支払った手数料というのが土地代金に含まれていることを買い主に説明したんでしょうか、そして、買い主の了解を得たのでしょうか、お聞きします。

○蒲生光男委員長 どなたにですか。

○8番 今泉春江委員 市長にお願いします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 建設課長に答弁いたします。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 手数料が土地代金に含まれていることを説明したかというご質問でございますけれども、そのことについては、宅建業者が買い主さんに説明をしております。土地売買契約も無事完了しておりますので、その点につきましてはご了解いただいております。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 では、確認します。

買い主さんに説明をしており、買い主さんの了解も得たということですのでよろしいんですね、わかりました。確認しました。

しかし、今、一番最初の第13区画の売り主と宅建業者の間で取り交わさなければならない契約書というものがなされてないんじゃないでしょうか。第13区画ですよ、なされてますか。宅建業法に基づいてる契約がなされてますでしょうか。先ほど課長に宅建業法を朗読いただきました、その宅建業法に基づいた契約が売り主と宅建業者の間でなされていますでしょうか、

市長、お聞きいたします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 建設課長に答弁いたさせます。

○蒲生光男委員長 青木邦博建設課長。

○青木邦博建設課長 今回の区画についても、今までの昨年売買した区画と同じように、監査結果で十分審査されて、その上で適正に判断されたものと思っておりますので、こちらでいう代理契約書はあるというふうに考えております。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 じゃあ、ここでも確認させていただきます。

代理契約はあったということの答弁でしたので、そのことを確認させていただきます。代理契約はあったということですね、はい。

それでは、次に、手数料について伺います。

宅地売買手数料は国土交通省告示で定められております。国土交通省の告示の報酬の額というのがあります。宅建業者が手数料を請求できるのは、一般質問で示したように3つの要件が満たされたときです。

つまり、1つ目は依頼者との間で売買契約が成立していること、これは今、先ほど申しました契約書ということですね、これが設立していること。2つ目は、業者がこの契約に基づいて実際に売買行為、値段を決めたり宣伝をしたり、いろいろとその販売のために汗をかいているということですね、売買行為をしていること。そして3番目には、その売買行為により依頼者、市ですね、依頼者と相手方、買い主ですね、買い主との間で売買契約が成立していること、この3つの3要件が手数料をもらうには必要なんです。

しかし、今回の場合は、この1番と2番、依頼者との間で売買契約が成立していない、業者がこの契約に基づいて実際に汗をかいて売買行為をしていないという、この2つの要件は満た

されておられません。したがって、これに6%もの手数料を支払ったのは違法とは思いませんでしょうか、市長、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

みずはの郷の分譲に関する件につきましては、先ほども申し上げましたが、山形地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が訴状とともに届き、これから訴訟が始まるという状況でございますので、この件に関しまして、この場で答弁するのは不相当と考えます。

公表されました監査結果を尊重し、粛々と業務に当たりたいと考えております。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 今第13区画のことをお伺いしております。監査請求後の売買に関してでございます。市長、ご答弁をお願いします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま申し上げましたとおり、公表されました監査結果を尊重し、粛々と業務に当たるといってございまして、建設課長から答弁があったとおりでございます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 監査請求後の販売でございすけども、これもお答えにならないということで、そういうふうに理解してよろしいんですか、市長。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 済みません、ちょっともう一度、おっしゃった質問の内容がわかりませんので、申しわけございませんが、もう一度お願いいたします。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 大変失礼いたしました。わかるようにゆっくり申し上げます。

監査請求なされた後に第13区画というのが売れたわけで、訴訟や何かは、その第13区画は入っておりません、その後に販売した土地のこと

について今お聞きしております。手数料も今申し上げたように、そのことを今申し上げているわけですが、そのことについても、この第13区画の販売についても、市長は答えられないということでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大変申しわけございませんでした。

私が申し上げましたのは、公表された住民監査請求に基づいて監査の結果が棄却という形で出されたわけでございますので、ただ、ご指摘いただいた部分もありますから、これらを尊重して業務に当たりたいということを申し上げました。

そして、どのような手続を行ったかということについては、今泉委員のご質問に従いまして建設課長が答弁させていただいたとおりでございます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 ちょっと整理させていただきます。

第13区画を販売したと、住民訴訟後の販売でございました。この第13区画を販売したことについて、これは今までと同じ手法というんですか、今までと同じやり方で契約書も、それから手数料もお支払いになったり契約したということを確認させていただきたいと思うんですけど、それでよろしいのでしょうか。市長、お願いします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 建設課長が答弁いたしましたとおりでございます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 はい、そのように、じゃあ承知いたしました。確認いたします。

それでは、次へ参ります。

国土交通省の告示では、媒介の場合の一方からの成功報酬の限度額は土地代金の3.24%と定

められております。ところが、その一方である市が、市は一方ですよ、売り主ですから、あと買い主と両方あるわけですが、その一方である市が媒介と申告したものに6%を支払っています。これは国土交通省の告示に対して違反でないかなと、違法な手数料でないかなとご意見を申し上げます。答えられないというならそれでいいですけども、でないかなということになります。

ですから、この国土交通省の報酬の額ということに対して、何を根拠にこの6%、媒介という方の、申告した方にも6%を払うということが何を根拠に払ったのか、きょうお聞きしたいところですけども、市長は裁判でとおっしゃってますから、多分答弁はいただけないと思いますよ。難しいとかわからないとかでなくて、しっかりとこういうものを規則にのっとってしなければ、まして地方自治体でございます、あやふやなことで報酬というものをお支払いになるということは非常に疑問でございます。

じゃあ、この6%という報酬について、誰がこの6%の報酬というのを決めたのでしょうか。6%と言い出したというか、市が6%ということを上げて業者の方に、第13区画もそうですけども、お支払いになったのでしょうか。それとも、業者から6%というものを要求されたのでしょうか、このことをお聞きしたいと思います。市長、お願いします。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほども申し上げましたとおり、住民訴訟が起こされている現段階で、このご質問に対する答弁は不適当と考えます。以上です。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 第13区画の6%についてもお答えできないということですね、市長。確認させてください。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 先ほどから申し上げておりますとおり、住民監査請求を棄却して、監査の結果のそれに基づいて私どもは粛々と業務を行っているということでございます。

○**蒲生光男委員長** 8番、今泉春江委員。

○**8番 今泉春江委員** はい、そのように確認させていただきます。

それでは、先ほどから市が宅建業者と契約した代理契約に基づくものであると市長のお口から答弁いただきました。このことについて、市が宅建業者と契約し、委任した契約書というのは、私たちが資料請求でいただいた資料を見ますと、宅建業者と契約し、委任したのは重要事項の作成と説明、買い主との売買契約書の作成、押印だけです。ですから、市に提出されたこれらの文書にも大きな違反があります。第13区画でも同じように大きな違反があると思います。

まず1つには、重要事項説明書で、市がこの重要事項を説明しましたよと宅建業者が市にその確認をするという欄があります。そこに日付のないものが5件、取引態様で、先ほど申し上げました媒介契約としたものが15件、代理契約としたものが12件、何も記載のないものも2件もあり、今日までもそのままになっております。こんな違法でずさんな仕事に、6%もの手数料を支払うのは正しいのでしょうか。

もう一つは、肝心のこの売買契約書、取引主任者の記名、押印、これは義務づけられておりますよね。それがあるのはたったの5件だけです。そして、ほかの24件には記載がありません。これは宅建業法第37条の3に違反でありまして、50万円以下の罰金に処せられます。

○**蒲生光男委員長** 今泉委員、どこの項に従って今質問してますか、質問通告書の内容に沿って質問をお願いします。通告外発言になりますので、お願いします。

○**8番 今泉春江委員** 関連事項と思って質問をいたしました。

確認をさせていただきます。関連ということで、今、私の考えを申し上げたところでした。委員長からの指摘ですので、じゃあ、ここでこの件は終わります。

では、最後の、買い主から手数料は取らないとしておきながら6%負担させたという件です。買い主に手数料を負担させないとしておきましたよね。あのチラシを見ますと、チラシの下の方に、手数料はかかりませんということが明示されております。

そして、実際には、この6%もの手数料を丸々買い主に負担させていたという問題です。これが信義に則った措置とお思いでしょうか、信義を守るというなら、謝罪し、買い主に返すべきではないでしょうか。第13区画も同じですので、第13区画のことについて、市長、どうお考えでしょうか。

○**蒲生光男委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 公表されました監査結果を尊重し、粛々と業務に当たって、第13区画も事務処理を行ったところでございます。

監査の結果に対する今泉委員の主観に基づくご質問のようでございますが、監査の結果は監査委員が十分に審査され、その上で適正に判断されたものであるというふうに考えているところです。

○**蒲生光男委員長** 8番、今泉春江委員。

○**8番 今泉春江委員** 主観ではございません。宅建業法をしっかりと見ていただければ、主観という言葉はないかと思います。

それでは、次、住民監査請求では手数料は買い主が負担したので市の損失はない、したがって監査請求の理由がないとして請求を棄却いたしました。市は手数料を含む土地の代金を、ここですね、第13区画もそうですので、市はこの手数料を含む土地代金を市の会計に入れました。そして、その会計から業者に手数料として支払っています。これは市の支出であり、市の損失

がないとしたことはおかしいんじゃないでしょうか、これは違法、不当な支出に当たると思いますが、市長、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほども申し上げましたとおり、住民訴訟が起こされている現段階で、ただいまの質問に対する答弁は不適当と考えます。

○蒲生光男委員長 8番、今泉春江委員。

○8番 今泉春江委員 じゃあ、1つ申し上げます。

長井市の財務規則第43条です。支出の負担というところで、第43条の5号です。契約締結方法等が適正であること、法令その他に違反しないことと支出負担行為が書かれております。このことに照らし合わせても、この支出というのは違法、不当ということになるのではないのでしょうか。市長がご答弁できないということは、とっても納得はできません。

最後です。市は市民を欺いてはなりません。まして、今申し上げたように、法律を犯してはなりません。間違いがありましたら謙虚に反省し、それを正す措置を講ずるべきだと思います。そして、清潔で民主的な市政にすべきと思います。このことを申し上げ、質問を終わります。

○蒲生光男委員長 今泉委員に申し上げますけども、ここは総括質疑の場でありますので、自分の意見を述べる場ではありませんので、その点、今後注意していただきたいと思います。

○8番 今泉春江委員 はい。

じゃあ、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

## 五十嵐智洋委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位6番、議席番号12番、五十嵐智洋委員。

○12番 五十嵐智洋委員 少子化の改善を願いながら、1番の子育て支援の充実について、市長にお伺いいたします。

12月の議会の質問で、市庁舎の建設計画と複合型施設の建設の件を問題にしまして、どちらを優先するんですかというふうに市長にお尋ねしましたところ、まず、今、市民にもご不便をおかけしてるので、市庁舎を優先して、しかし、子育て支援機能を中心とした複合型施設も同時並行というんですか、したいが、市庁舎を優先したいんだというお話がございましたね。

そこで、このたび長井市の5年間の人口動態ですね、国勢調査の最新情報では、この長井市の人口は1,757人減少しましたと、率にして6%ですね。1年間の出生数を調べましたところ、平成23年からですけども、平成23年の出生数は226名、24年が189名と100人台に、初めてですか、下がったんですね。で、25年に201人に回復しました。それから26年は197人で、また100台になった、27年の198名というふうに、この出生数が、これは全国的傾向かもしれませんが、長井市の人口ビジョンでは合計特殊出生率を1.6の後半から2.07に引き上げて、これが地方創生の人口ビジョンの根幹をなすものなわけですね。

しかしながら、この出生数は減少傾向にあつて、近い将来150人ぐらいになるんじゃないかというふうに危惧される面があるんですけども、そうしますと、子育て支援にかなり傾注しないと非常に厳しい状況になると思うんですが、市長の認識を伺います。

○蒲生光男委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 五十嵐委員がおっしゃるように、やはり子育て支援というのは、非常にこれからの人口減少を少しでも食い止めるための最も重要な施策の一つというふうに考えております。

したがって、このたび昨年の9月に策定した地方創生に向けた総合戦略でも子育てと教